

義務教育に係る教育環境の整備のための予算の確保・拡充を 求める意見書

義務教育において子どもたちの学ぶ意欲や主体的な取組を引き出すことは重要であり、その役割を果たすための条件整備は不可欠である。

国では、平成23年度から小学校1年生の学級編制の標準を40人から35人に引き下げた一方で、小学校2年生以上と中学校については、学級編制の標準の改定を検討し、必要な措置を講ずる方針を示してはいるものの、いまだ改定には至っていない。

しかしながら、現在、学校は、ひとり親家庭等における子どもの貧困率の深刻な状況や、支援教育を必要とする子どもたちへの対応、不登校対策などの課題に直面しており、一人ひとりの子どもにより丁寧に対応するため、少人数学級の推進など教職員の計画的な定数の改善等が必要である。

一方、本年9月、経済協力開発機構（OECD）の加盟各国の国内総生産に占める教育への公的支出割合が公表されたが、我が国が再び最下位となるなど、国における教育予算の拡充は、喫緊の課題となっている上、本市は、当然受けられるべき県費負担教職員の給与費負担の移管に伴う財源措置でさえも地方交付税が不交付であるため十分に受けられていない。

よって、国におかれでは、義務教育の機会均等と教育水準を維持するとともに、子どもたちの豊かな学びを保障するため、学級編制の標準の見直しや教職員の定数の改善等きめ細かな行き届いた教育の実現に向けて、義務教育費国庫負担制度の維持・拡充を始め、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するための予算を確保・拡充されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年10月6日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣